

保管自転車等買受人登録申請書

令和 年 月 日

芦屋市移送保管自転車等処分要綱第5条の規定により、自転車等の売却の買受人の登録を受けるため、第4条各号に該当する旨を証明する書類等の写しを添えて申請します。

なお、この申請書及び必要書類の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

芦屋市長宛

(申請者)	
住所又は所在地	

法人名	印

代表者	印

電話番号	

FAX	

誓約文	
<p>貴市の保管自転車等買受人登録申請に当たり、私（申請者）は裏面の誓約事項について誓約します。</p> <p>なお、この誓約に違背した場合は、貴市から買受人資格の取消し、見積合せ参加停止、契約解除等のいかなる措置を受け、かつ、その事実を公表されても異存ありません。</p>	

(資格要件を有する者)

- 1 古物商の許可を受けた者

住所

氏名

- 2 自転車技士若しくは自転車組立整備士又は自転車安全整備士の資格を有する者

住所

氏名

誓約事項

- 1 私（申請者）は、次のアからウまでに該当しません。
 - ア 芦屋市暴力団排除条例第2条第1号で規定する暴力団
 - イ 芦屋市暴力団排除条例第2条第3号で規定する暴力団密接関係者
 - ウ 芦屋市暴力団排除条例第2条第2号で規定する暴力団員
- 2 前記1のアからウまでに該当する者（以下「暴力団等」という。）との間に社会的に非難される関係を持たず、暴力団等の不当介入に対しては、貴市や警察等の関係機関と協力の上、その排除に努めます。
- 3 貴市が警察署長に前記1に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報を貴市が他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は他の実施機関（芦屋市個人情報保護条例（平成16年芦屋市条例第19号）第2条第1号に規定する実施機関をいう。）に提供することについて同意します。
- 4 今後とも各種関係法令を遵守し、社会から信用・信頼される企業づくりに努めるとともに、貴市から自転車等を買収した場合には、貴市の要請等に誠実に対処します。

（参考）

芦屋市暴力団排除条例

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
 - (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
 - (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 暴力団員が役員（法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に参与している事業者
 - イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
 - ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。
 - (ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
 - (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
 - (ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
- エ アからウまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者